

## 10月1日から

## 有資格の相談員による 消費生活相談窓口を開設します

多様化する悪質商法による被害、訪問販売・通信販売等における事業者とのトラブルなどの消費生活に関する諸問題に対応するため、3市（多治見市、瑞浪市、土岐市）の消費生活相談窓口に資格を持った相談員を派遣し、皆さんからの消費生活相談に応じます。



相談日	多治見市	瑞浪市	土岐市
	毎週月・金曜日	毎週火曜日	毎週木曜日

※祝・休日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

相談時間 午前10時から正午、午後1時から午後4時  
※相談は、一人60分を目安とします。

対象 3市に住所を有する方  
相談方法 面談または電話による相談  
※相談には、予約が必要です。

予約方法 次の各市消費生活相談窓口に電話で予約してください。

多治見市	くらし人権課 ☎22-1111 (内線1154・1155)
瑞浪市	市民協働課 ☎68-2111 (内線341・342)
土岐市	秘書広報課 ☎54-1111 (内線186)

※予約は住民登録地の相談窓口で受け付けます。相談者に特別な事情がある場合は、住民登録地以外での相談にも応じます。

相談料 無料  
※電話相談による通話料は相談者負担となります。

問い合わせ 東濃西部広域行政事務組合または各市消費生活相談窓口

### 構成市の状況

H24.8.1 現在

	多治見市	瑞浪市	土岐市	合計
人口(人)	115,501	40,121	61,630	217,252
世帯数(戸)	44,202	14,863	23,484	82,549
面積(km <sup>2</sup> )	91.24	175.00	116.16	382.40

岐阜県  
多治見市  
瑞浪市  
土岐市

「東濃西部広域だより」とは、東濃西部の3市（多治見市、瑞浪市、土岐市）の共同事務処理を行う広域行政機構「東濃西部広域行政事務組合」が、その事業内容を圏域の皆さんに知っていただくために発行している広報紙です。年に2回（10月と3月）発行しています。

「東濃西部広域行政事務組合」は、医師確保奨学資金等の貸付、看護専門学校の管理運営、青少年の健全育成及び非行防止、広域にわたる職員研修、広域産業観光の振興、犬の登録及び狂犬病予防、巡回型の消費生活相談、ふるさと市町村圏基金の設置及び管理運営に関する事務などを行っています。